

新型コロナウイルス感染症対策による公共施設休館に伴う
行政財産使用料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策の影響により休館している公共施設において、狛江市公有財産規則に基づき、行政財産の使用の許可を受けて、自動販売機等を設置している使用者と所管部担当課が協議を行い、行政財産使用料の減免・還付を行うことが適当と判断された場合は、以下のとおり減免・還付を行うこととします。

記

1 使用者より提出を受ける書類

- ・第6号様式（第28条関係）行政財産使用料減免申請書
※今回の新型コロナウイルス感染症対策の影響による減免は別途手続が必要です。
- ・請求書（還付の場合）

2 対象期間

新型コロナウイルス感染防止の措置として臨時休館となった期間の使用料

3 減免金額算出

日割計算による（別の減免事由がある場合は減免後の金額を日割計算してください）。

例：自動販売機の場合

月額8,500円 - (8,500円 × 開館日 / その月の総日数)

※日割計算は小数点以下切捨。

※計算方法が不明な場合は、整備課までお問い合わせください。

4 減免・還付金額返還手続

減免承認の決裁を取り、使用者に第9号様式（第29条関係）行政財産使用料減免承認通知書を送付してください。対象期間について、行政財産使用料の納付を受けていない場合は、減免金額を調整した納付書を使用者に送付してください。既に行政財産使用料の納付を受けている場合は使用者に請求書の提出を求め、歳入還付で行政財産使用料の還付を行ってください。なお、平成31年度分の歳入還付を行う場合は、令和2年5月20日（水）までに会計課に伝票を持ち込んでください。

【問合せ】

整備課財産管理係 内線 2554
萩原・萩野